

執筆者:

 E-mail
 Melissa Tan¹
 E-mail
 Tham Weng Kin¹

 E-mail
 山中 政人
 E-mail
 廣澤 太郎

 E-mail
 辻本 直規
 E-mail
 佐々木 将也

1. はじめに

シンガポールにおいては、食品安全は法律により厳しく規制されており、厳格な食品安全基準が継続的に遵守されるよう、食品産業界及び消費者の協力を得ながら、シンガポール食品庁(「食品庁」)²が監督しています。本ニューズレターでは、シンガポールにおける食の安全・安心を確保するためのシンガポールの法規制の概要を説明します³。

2. 食品安全一般

2.1 食品安全一般に関する主な法令

- 2.1.1 食品安全一般に関する法令及びその目的は、次のとおりです。
 - (a) 1973 年シンガポール食品販売法(「食品販売法」)⁴及び食品規則(「食品規則」)⁵は、人が消費する販売用の食品が安全かつ適切であること、消費者が情報に基づいた選択ができるよう食品に関する情報提供が行われること、食品販売に関連する不当な行為が防止されることを確保することを目的として、食品に関する規制を設けています。
 - (b) 1987 年シンガポール環境公衆衛生法(「環境公衆衛生法」)⁶は、食品関連施設の運営を含むシンガポールの環境公衆衛生を規制し、環境公衆衛生規則(「環境公衆衛生(食品衛生)規則」)⁷は、食品の製造及び市場における

¹ アライアンス事務所所属

² https://www.sfa.gov.sg/about-sfa/what-we-do をご参照ください。

^{3 &}lt;a href="https://www.sfa.gov.sg/food-information/food-safety-education/singapores-food-safety-standards">https://www.sfa.gov.sg/food-information/food-safety-education/singapores-food-safety-standards をご参照ください。

⁴ https://sso.agc.gov.sg/Act/SFA1973?ValidDate=20221101 をご参照ください。

^{5 2022} 年 12 月 30 日 に 発 効 し た 改 正 食 品 規 則 に つ い て は 、https://sso.agc.gov.sg/SL/SFA1973-RG1?DocDate=20211230&ValidDate=20221230 をご参照ください。当該改正は、とりわけ、以下の点について規定しています。 (a)食品規則第 2 条(1)は、「自動飲料販売機」及び「糖質総量」を新しく定義し、(b)新規制第 184B 条は、糖類や飽和脂肪酸などの栄養含有量に応じて、栄養評価グレード飲料を「A」、「B」、「C」、「D」にグレード付けし、新表第 16 において特定しています。(c)新規制第 184C 条は、栄養評価グレード飲料に含まれるエネルギー、糖質、炭水化物、飽和脂肪酸、脂肪、タンパク質などを記載した栄養評価グレード飲料の栄養表示について規定し、(d)新規制第 184D 条及び第 184E 条は、「C」又は「D」のグレードが付与された栄養評価グレード飲料について、包装の正面にグレードマークを表示すること、もし、オンライン又は自動販売機を通じて販売される場合は、栄養評価グレードで一クを購入者に対して表示することを規定し、(e)新規制第 184F 条は、「D」のグレードが付与された栄養評価グレード飲料に関する広告規制を定めています。

⁶ https://sso.agc.gov.sg/Act/EPHA1987?WholeDoc=1 をご参照ください。

⁷ https://sso.agc.gov.sg/SL/EPHA1987-RG16?DocDate=20111223170000&WholeDoc=1 をご参照ください。

衛生状態を規制しています。

2.2 「食品」の定義

食品販売法上、「食品」とは人の消費に供されることが予定される水、肉、魚、卵、生きた動物、植物のみならず、人の消費に供される又は供されうる何らかの物質又は物(生きたもの、生もの、調理済み又は一部調理済みであるかを問いません)や、これらの物質又は物の成分及び添加物を含みます(ただし、(a)2007 年健康製品法及び 1975 年医薬品法の対象となる健康食品又は医薬品、(b)1973 年薬物乱用法において管理されている医薬品、材料又は物質は含まれません)。

2.3 関係者に課せられる主要な義務及び遵守事項

- 2.3.1 食品販売法及び食品規則は、関係者に課される一定の条件を以下のとおり規定しています。
 - (a) 偽和食品の販売: 偽和食品を販売するときは、販売時に、購入者に偽和の内容について十分な情報を提供しなければなりません 8 9 10。
 - (b) 禁止物質を含有する食品の販売:食品規則により添加又は使用が禁止されている物質を含有する食品は、販売してはなりません ¹¹。
 - (c) 許容された含有比率を超えた物質を含有する食品の販売:食品規則が許容する含有比率を超える物質を含有する食品は、販売してはなりません ¹²。
 - (d) アルコールを含む食品の販売:食品の 100 万 ppm 中、メチルアルコール、イソプロピルアルコール又は変性アルコールを 50ppm 以上含有する食品を販売してはなりません 13。
 - (e) 安全でない食品又は不適切な食品の販売:仮に当該食品が安全であったとしても、(i)安全でないことを確知している又は知っておくべきと合理的に判断される食品を販売してはならず、また、(ii)食品販売が不適切であると確知している又は知っておくべきと合理的に判断される食品を販売してはなりません 14。
 - (f) 表示全般: 包装された又は表示が付された食品であっても、当該食品の識別及び表示が食品販売法が定める 要件に適合しないものを販売してはなりません ¹⁵。
 - (g) 広告:食品又は特定の食品接触材を販売する者、販売を促進する者若しくは販売を促進する外観を有する又はこれらの代理人若しくは従業員は、食品又は特定の食品接触材について、食品販売法第 16A 条(1)に記載された広告を掲載してはなりません 16。
 - (h) 虚偽の表示: 食品の価値、メリット又は安全に関して、虚偽の方法、誤解を招くおそれのある方法、惑わせる方 法又は誤った印象を与える方法で表示又は広告された食品を販売してはなりません ¹⁷。

11 食品販売法第 12 条をご参照ください。また、例として、食品規則第 36A 条をご参照ください。

⁸ 食品販売法に基づく「販売」に何が該当するかについては、食品販売法第 2E 条をご参照ください。

⁹ 食品販売法第25条は、一定の状況下にある食品は偽和とみなされると規定しています。

¹⁰ 食品販売法第 11 条をご参照ください。

¹² 食品販売法の第 13 条をご参照ください。また、例として、食品規則第 34 条及び第 34B 条をご参照ください。

¹³ 食品販売法第 14 条をご参照ください。

¹⁴ 食品販売法第 15 条をご参照ください。安全でない食品に該当するものについては食品販売法第 2C 条を、不適切な食品に該当するものについては第 2D 条をご参照ください。

¹⁵ 食品販売法第 16 条をご参照ください。当該食品の識別及び表示に関する特別な要件については、食品規則第 5 条、第 7 条、第 8A 条、第 9 条、第 9A 条、第 9B 条及び第 10 条、並びに第 4 章の一部をご参照ください。

¹⁶ 食品販売法第 16A 条(2)をご参照ください。また、食品規則第 12 条により、ラベルに該当しない食品の広告には、食品規則第 9A 条又は食品規則第 9B 条に基づき許容される範囲を除き、食品規則第 9 条により禁止される記載、文言、ブランド、絵又はマーク を含めてはならないことにご留意ください。

¹⁷ 食品販売法第 17 条をご参照ください。

- (i) 非衛生的条件下で調理された食品の販売: 非衛生的条件下で製造、調理、保存、包装又は貯蔵された食品を販売してはなりません ¹⁸。
- (j) 非小売食品事業のライセンス:食品販売法第 4 章に基づき食品管理局長がライセンス付与した場合を除き、非 小売食品事業を営んではなりません ¹⁹。
- (k) 食品の輸入、広告、製造、委託又は納入:食品規則第3章は、プリパッケージ食品の表示に関する一定の要件 及び食品の輸入、広告、製造、委託又は納入を行う者にも適用される食品の成分に関する一定の制限を定め ています²⁰。
- 2.3.2 さらに、環境公衆衛生法は、関係者に課される一定の条件を以下のとおり規定しています。
 - (a) ライセンス ²¹
 - (i) 食品営業施設:何人も、事前に食品管理局長の許可を得ることなく、食品営業施設を操業又は使用してはならず、食品営業施設が環境公衆衛生法の表 1 に規定された目的のために故意に使用させてはなりません ^{22 23}。
 - (ii) 露店販売:何人も、事前に食品管理局長からライセンスを取得することなく、(1)いかなる種類の食品若しくは商品も、露店販売などをしてはならず、(2)いかなる種類の食品若しくは商品の露店販売のためであっても、道路の全部若しくは一部又は敷地若しくは公共の場所において、屋台、テーブル、見せ看板、車両若しくは容器を設置若しくは使用してはなりません²⁴。
 - (iii) 移動販売:事前に食品管理局長の許可を得ることなく、移動販売をしてはなりません ²⁵。
 - (iv) 民間市場:事前に食品管理局長の許可を得ることなく、いかなる建物又は場所なども民間市場として 使用してはなりません ²⁶。
 - (b) 市場及び露店の清潔:民間市場の全てのライセンス事業者は、市場を清潔で衛生的な状態に保たなければならず、露店の全てのライセンス事業者は、店舗及び店舗の周辺を清潔で衛生的な状態に保たなければなりません²⁷。
 - (c) 食用に適しない食料品:何人も、法律の許可なく、食用として信頼できない又は不適切な食料品を、人の食用に供することを目的として、所持して小売販売してはなりません28。
 - (d) 車両及び機器の清潔:食品の輸送のために車両を使用する者は、食品が接触する可能性のある車両の表面を

19 食品販売法第 21 条をご参照ください。食品の安全、適切性及び汚染防止を確保するための、ライセンスの申請条件、食品の保管、包装、輸送などライセンス事業者の遵守義務、食品取扱者の衛生条件については、食品(非小売食品事業)規則 https://sso.agc.gov.sg/SL/SFA1973-RG5?DocDate=20180131&ValidDate=20211231&WholeDoc=1 もご参照ください。

- ²⁰ 例えば、(a)食品規則第5条は、プリパッケージ食品を輸入、広告、製造、委託又は納入する者にも適用され、(b)食品規則第34B条は、いかなる者も、食品規則第34B条で規定される量を超えたメラミンを含有する乳児用調製粉乳その他の食品を輸入、広告、製造、委託又は納入してはならないと規定しており、また(c)食品規則第36A条は、何人も、他の食用油脂又はプレパッケージ食品の成分として使用するために、一部に水添油脂を含有する食用油脂を輸入してはならないと規定しています。
- ²¹ 環境公衆衛生(食品衛生)規則は、環境公衆衛生法第 32 条、第 33 条、第 34 条又は第 36 条が定めるライセンスを申請するため の条件及びライセンス事業者に課される義務を規定していることにご留意ください。
- 22 「食品営業施設」の定義については、環境公衆衛生法第2条をご参照ください。
- 23 環境公衆衛生法第32条をご参照ください。
- ²⁴ 環境公衆衛生法第 33 条をご参照ください。「見せ看板」、「敷地」及び「公共の場所」の定義については、環境公衆衛生法第 2 条もご参照ください。
- 25 環境公衆衛生法第34条をご参照ください。「移動販売」の定義については、環境公衆衛生法第2条もご参照ください。
- 26 環境公衆衛生法第36条をご参照ください。「民間市場」の定義については、環境公衆衛生法第2条もご参照ください。
- 27 環境公衆衛生法第39条をご参照ください。
- 28 環境公衆衛生法第40条をご参照ください。

¹⁸ 食品販売法第 19 条をご参照ください。

清潔な状態に保ち、食品が汚染しないように整えなければなりません29。

(e) 食品衛生:環境公衆衛生(食品衛生)規則の第3章は、(i)食品の保存、冷蔵及び包装、(ii)ケータリング食品の販売、提供及び時間管理、(iii)冷凍肉の解凍、生肉及び未調理の魚の保存、(iv)食品の輸送、(v)食品の販売及び調理に関する一般的制限、(vi)食品の販売又は調理に使用される設備の清潔、(vii)許可された施設の維持、及び(viii)個人の清潔などについて、食品の販売及び調理に関する一定の義務及び条件を定めています 30 31 32 33 34 35 36 37

2.4 違反に対する罰則・制裁

- 2.4.1 まず、本稿 2.3.1 にて記載した食品販売法に基づく条件を遵守しない者は、有罪判決により 5 千シンガポールドル以下の罰金に処せられ、2回目以降の有罪判決の場合は 1 万シンガポールドル以下の罰金、又は 3 か月以下の禁錮刑、又はこれらを併科に処せられます 38。
- 2.4.2 次に、食品規則の規定に違反した者は、有罪判決により1千シンガポールドル以下の罰金に処せられ、2回目以降の有罪判決の場合は2千シンガポールドル以下の罰金に処せられます。
- 2.4.3 また、食品(非小売食品事業)規則に違反する者又はライセンス事業者は、有罪判決により 5 千シンガポールドル以下の 罰金に処せられ、違反が継続する場合は、違反が継続する日数又はその期間の一部について、100 シンガポールドル 以下の追加の罰金に処せられます。
- 2.4.4 さらに、本稿 2.3.2 にて記載した環境公衆衛生法に基づく条件を遵守しない者は、違反する環境公衆衛生法の条項に応じて、(a)有罪判決により 5 千シンガポールドル以下の罰金に処せられ、その者が再犯者である場合は、有罪判決により 1 万シンガポールドル以下の罰金、若しくは 3 か月以下の禁錮刑、若しくはその併科に処せられ、又は(b)1 万シンガポールドル以下の罰金に処せられ、再犯の場合は、有罪判決により 2 万シンガポールドル以下の罰金、若しくは 3 か月以下

²⁹ 環境公衆衛生法第 41 条をご参照ください。

³⁰ 環境公衆衛生(食品衛生)規則第 12 条及び第 13 条をご参照ください。

³¹ 環境公衆衛生(食品衛生)規則第 13A 条及び第 13B 条をご参照ください。

³² 環境公衆衛生(食品衛生)規則第 14 条及び第 15 条をご参照ください。

³³ 環境公衆衛生(食品衛生)規則第16条をご参照ください。

³⁴ 環境公衆衛生(食品衛生)規則第19条及び第20条をご参照ください。

³⁵ 環境公衆衛生(食品衛生)規則第21条をご参照ください。

³⁶ 環境公衆衛生(食品衛生)規則第22条をご参照ください。

³⁷ 環境公衆衛生(食品衛生)規則第23条をご参照ください。

³⁸ また、食品販売法は、輸入業者、包装業者又は製造業者及びその代理人又は従業員にもそれぞれ責任が及ぶとすることにご留意ください。例えば、(a)食品販売法のいずれかの条項に違反する食品又は食品接触材が未開封で販売されている場合、当該食品又は当該食品接触材の包装の記載から、当該食品又は当該食品接触材を輸入、製造、調理又は包装したとされる者は、そうでないとの証明がない限り、当該食品又は食品接触材を輸入、製造、調理又は封入した者とみなされ、場合によっては、当該食品又は当該食品接触材を実際に販売した者と同様に罰金が科される。(b)自ら行うか代理人又は従業員として行うかにかかわらず、当該食品又は当該食品接触材を販売する場合は、当該食品又は当該食品接触材を販売した者とみなされ、代理人又は従業員が販売した場合、本人又は使用者は、自ら販売をした場合と同一の責任を負うことになります。

の禁錮刑、若しくはこれらの併科に処せられます 39。

2.4.5 環境公衆衛生(食品衛生)規則の規定に違反する者又は遵守しない者は、有罪判決により 2 千シンガポールドル以下の罰金に処せられ、違反が継続する場合は、有罪判決後に違反が継続する日数又は期間の一部について、100 シンガポールドル以下の追加の罰金に処せられます。また、ライセンス事業者は、当該違反が業務の過程において又は雇用の範囲内で従業者又は補助者によって行われた場合、当該使用者が知らなかったこと及び当該使用者が当該違反を防止するためにあらゆる合理的な予防措置を講じたことを立証できないない限り、自らの作為又は不作為として有罪判決により同一の刑罰を科せられます。

3. 食品添加物

3.1 食品添加物に関する主な法規制

食品添加物に関する規制は、食品規則第 15条から第 28条に定められています 40。

3.2 「食品添加物」の定義

食品規則は、「食品添加物」を、(a)食品の成分であり、それを用いることで食品の特性に直接的又は間接的に影響を与えるもの、又は影響を与えると合理的に予測される全ての物質(食品の製造、加工、包装又は保存中の食品の汚染又は不適切な取扱いに起因する食品と混入した異物を除きます)、及び(b)汎用食品添加物を含むものとして、広く定義しています。

3.3 関係者に課せられる主要な義務及び遵守事項

- 3.3.1 食品規則第 15 条は、食品添加物を含む食品の輸入、製造、広告、委託、納入又は販売に関する一般的な条件を以下のように規定しています。
 - (a) 食品規則第 15 条(2)及び(3)により、何人も、食品規則で許可されていない食品添加物を含む食品を輸入、製造又は販売することはできません。
 - (b) 食品規則第 15 条(1)にかかわらず、その許可された食品添加物が、食品規則において定められた割合の範囲内であり、食品規則第 15 条(4)に記載されている仕様に適合する純度でなければ、食品に添加することができません。
 - (c) 食品規則第 15 条(1)にかかわらず、特定食品添加物は、食品規則上許容された範囲内でなければ、含有させることができないとされています。
 - (d) 食品添加物の純度が食品規則第3章に定める規格に適合していない場合、何人も、許可された食品添加物を輸入、販売、広告、製造、委託、又は納入してはなりません。当該規定がない場合には、許可された食品添加物の純度は、国際連合食糧農業機関及び世界保健機関(FAO/WHO)食品添加物専門委員会が推奨する規格に適合しなければなりません。
- 3.3.2 食品規則第 16 条から食品規則第 28 条までは、輸入、販売、広告、製造、委託又は納入ができないような特定の食品添加物の輸入、販売、広告、製造、委託又は納入に関する特別な規制を定め、また、食品に含まれる特定の食品添加

39 法人、パートナーシップ、非法人組織(組合を除きます)による環境公衆衛生法の違反については、(i)法人又は非法人組織の役員、非法人組織の組織運営のメンバー、若しくはパートナーシップのパートナーの同意又は黙認を得て行われたことが証明された場合、又は(ii)役員、メンバー又はパートナーの過失に起因する場合、法人、非法人組織又はパートナーシップのみならず、当該役員、メンバー又はパートナーもまた有罪となり、訴訟を提起され、罰せられることになります。

^{***} また、食品庁は 2022 年 9 月 26 日付けの「シンガポール食品規則に基づき許可された食品添加物」と題するガイダンス文書 (https://www.sfa.gov.sg/docs/default-source/tools-and-resources/resources-for-businesses/list-of-food-additives-permitted-under-food-regulations.pdf)を作成して、食品規則上使用が許可された食品の範囲について明らかにしています(ただし、当該ガイダンス文書は法的拘束力を有するものではないことにご注意ください)。

物の許容割合及び濃度を規定しています。

3.4 違反に対する罰則・制裁

食品規則の規定(本稿3.3に定める条件を含みます)の不遵守に対する罰則については、本稿2.4.2をご参照ください。

4. 農薬

4.1 農薬に関する主な法規制

- 4.1.1 農薬に関する一般的な法令は、以下のとおりです。
 - (a) 1998 年の保菌生物及び農薬規制法(「農薬規制法」)41は、農薬の販売及び使用の規制など、並びに関連する 事項について定めています。
 - (b) 1993年の植物管理法 42(「植物管理法」)は、農薬の使用など及び関連する事項について定めています。
 - (c) 植物の規制(植物の栽培)(ライセンスとその証明)規則(「植物管理規則」)第 18 条、第 19 条、第 20 条及び第 21 条は、植物の栽培に起因し又はそこで撒布若しくは使用される農薬などの規制について定めています。
 - (d) 食品規則第 29 条及び第 30 条は、農薬を含有する食品の輸入、販売、広告、製造、委託又は引渡しに関する制約について定めています。

4.2 「農薬」の定義

- 4.2.1 農薬規制法上、「農薬」とは、一つ以上の有効成分を含有し、保菌生物の ⁴³駆除に使用される固体、液体若しくは気体の 物質又はこれらの物質の混合物若しくは調製物を意味すると定義されており、1947年シアン化水素(燻蒸剤)法に基づい て規制される燻蒸剤は含まれません。
- 4.2.2 植物管理法上、「農薬」とは、あらゆる害虫の予防、撲滅、駆除若しくは削減のために調製若しくは使用される物質又は物質の混合物、及び植物成長調整剤、枯れ葉剤若しくは乾燥剤として調製若しくは使用される物質又は物質の混合物を意味すると定義されています。
- 4.2.3 食品規則上、「農薬」とは、あらゆる真菌、細菌、ウイルス、昆虫、ダニ、軟体動物、線虫、植物若しくは動物の駆除、撲滅若しくは増殖及び発育の予防その他の関連する目的のために、農業用、牧畜用、園芸用、家庭用若しくは産業用に使用され、使用されることができ又は使用されることが意図されている物質又は化合物を意味すると定義されています。

4.3 関係者に課せられる主要な義務及び遵守事項

- 4.3.1 農薬規制法は、農薬に関して、以下のとおり規定しています。
 - (a) 農薬の広告、販売又は供給:農薬は、農薬規制法第7条に従って登録されない限り、(i)保菌生物駆除のために 適切であるとの広告をすること、(ii)保菌生物駆除のために農薬を販売又は供給すること及び(iii)保菌生物駆除 のために適切であるとして、何らかの物質、混合物又は調剤を広告、販売又は供給することが禁じられていま す 44。
 - (b) 農薬規制法第7条に従って登録された農薬の販売:同条に従って登録された農薬であっても、公衆衛生局長が

⁴¹ Control of Vectors and Pesticides Act 1998 - Singapore Statutes Online (agc.gov.sg)をご参照ください。

⁴² Control of Plants Act 1993 - Singapore Statutes Online (agc.gov.sg)をご参照ください。

^{43 「}保菌生物」の定義については、農薬規制法第2条をご参照ください。

⁴⁴ 農薬規制法第5条(1)をご参照ください。「広告」、「販売」及び「供給」の定義については、農薬規制法第2条もご参照ください。

承認し、法令の定める明細が個別明確な表示が容器又は包装に貼付又は印刷されていない限り、販売してはなりません 45。

- (c) 農薬の使用:保菌生物駆除の利用者、技術者又は作業員は、農薬が農薬規制法第7条に従って登録されていない限り、保菌生物駆除作業を行うために農薬を使用してはなりません46。
- (d) 農薬の噴霧又は撒布:公衆衛生局長は、(i)書面による通知により、土地、船舶若しくは航空機又は湖、井戸、 池若しくはその他の水域の所有者又は占有者に対し、通知の定める期間内に、何らかの形態の農薬を噴霧又 は撒布するよう求めることができ、また(ii)必要と認めるときは、自ら噴霧又は撒布を行い、当該土地、船舶若し くは航空機又は湖、井戸、池若しくはその他の水域の所有者又は占有者から、生じた費用又は経費を回収する ことができます。何人も、農薬規制法第 21 条(1)又は(2)に従って噴霧又は撒布された農薬を除去し又はその効 果を低下させてはなりません 47。
- 4.3.2 植物管理法は、農業用の農薬に関して、以下のとおり規定しています。
 - (a) 生鮮果実又は野菜の輸入:植物管理法に従い生鮮果実又は野菜を輸入するライセンスを受けた者(「植物管理法ライセンス業者」)は、生鮮果実又は野菜の貨物全体に禁止された残留農薬が存在しないか、又は定められた水準を超過している残留農薬若しくは残留有害化学物質が含まれていない場合に限り、生鮮果実又は野菜を販売、供給又は流通のために輸入することができます48。
 - (b) 農薬の使用: 植物の耕作地においては、(i)農薬が植物衛生局長に対して登録され、かつ(ii)植物管理法第 12 条に従って認証を受けている農薬使用者であるか、又はそのような認証を受けている農薬使用者により使用が監督されている場合を除き、いかなる農薬をも使用することはできません。また、植物の耕作地において農薬を使用する者は、(i)農薬を定められた方法で適切に保管し、(ii)農薬の容器を定められた方法で廃棄し、かつ(iii) 栽培された植物の残留農薬が定められたレベルを超えないようにしなければなりません 49 50。
- 4.3.3 植物管理規則は、農薬に関して、以下のとおり規定しています。
 - (a) 農薬の廃棄:全ての植物管理法ライセンス業者は、ほ場における植物の栽培に起因する農薬が、(i)植物管理 規則別表 2 の定めに従い、かつ(ii)植物衛生局長が随時発する指示に従って、確実に処分されるようにしなけ ればなりません ⁵¹。
 - (b) 農薬の使用及び保管:農薬は、植物管理規則(農薬登録編)に従って植物衛生局長に対して登録されない限り、いかなる耕作地においても使用や利用されてはならず、いかなる農場においても保管や保存されてはなりません。また、全ての植物管理法ライセンス業者は、農場の植物耕作地においては、いかなる農薬も、植物管理規則第 14 条(1)又は(2)に従って植物衛生局長の承認を受けた農薬運営者より又はその監督を受けて使用や利用されるようにしなければなりません 52。
 - (c) 農薬利用者の義務: 農薬利用者は次のような義務を負います。(i)植物の耕作地で使用や利用するかその使用 や利用を監督をする農薬が、いずれも植物管理規則(農薬登録編)に従って植物衛生局長に対して登録してあ

⁴⁵ 農薬規制法第5条(2)をご参照ください。「容器」及び「包装」の定義については、同法第2条もご参照ください。

⁴⁶ 農薬規制法第5条(3)をご参照ください。「使用」の定義については、同法第2条もご参照ください。

⁴⁷ 農薬規制法第21条をご参照ください。「占有者」、「所有者」、「物件」及び「船舶及び航空機」の定義については、同法第2条もご参照ください。

⁴⁸ 植物管理法第 8 条 (1)(c) をご参照ください。植物管理法第 8 条 (1)(c) の定める水準については、 https://sso.agc.gov.sg/SL/CPA1993-R1?DocDate=20060831&WholeDoc=1#pr9 における植物管理(生鮮果実及び野菜の輸入及び輸送)規則第9条(1)もご参照ください。

⁴⁹ また、農薬利用者証明書の出願及びその他の手続の要件については、植物管理規則の第 Ⅲ 章もご参照ください。

⁵⁰ 植物管理法第 11 条をご参照ください。「残留農薬」の定義については、植物管理法第 2 条もご参照ください。

⁵¹ 植物管理規則第 18 条をご参照ください。

⁵² 植物管理規則第 19 条をご参照ください。

ること、(ii)植物の耕作地で農薬を使用や利用するか又はその使用や利用を監督するにあたり、当該農薬の製造者の定めた指示を遵守していること、(iii)植物の耕作地で使用や利用される農薬が、農場内で適切に保管され又は廃棄されていること、そして、農薬を収納するために農場で使用されている容器が、別表2の定めに従って洗浄又は処分されていること、及び(iv)販売又は供給のためにほ場で生産された生鮮果実又は野菜には、未登録の農薬の残留、又は許可がある農薬であっても(ア)農薬に関する食品規則の別表9の定める水準、若しくは(イ)農薬に関する食品規則の別表9に定めのない場合は農薬に関するFAO/WHO合同コーデックス委員会の推奨する水準を超える残留農薬が含まれていないこと53。

- (d) 残留農薬のある生鮮果実又は野菜の供給又は販売:植物管理法ライセンス業者は、未登録農薬の残留農薬、 又は許可のある農薬であっても植物管理規則第 20 条(1)(f)(ii)の水準を超えた残留農薬を含む生鮮果実又は 野菜を供給又は販売してはなりません 54。
- 4.3.4 さらに、食品規則では、農薬を含有する食品の輸入、販売、広告、製造、委託又は納入に関して、以下の規制を定めています。
 - (a) 食品中の付随成分:食品規則に別段の規定がある場合を除き、(食品規則第 29 条(1)が、食品中又は食品の表面上に何らかの方法で取り込まれた農薬などと定義している)付随成分を含有する食品を輸入、販売、広告、製造、委託又は納入してはなりません 55。
 - (b) 残留農薬:1列目に記載された農薬の場合を除き、食品規則別表9の3列目に記載された商品に関して、2列目に記載された分量の残留農薬を含有する食品を、輸入、販売、広告、製造、委託又は納入してはならず、また、食品規則に別段の規定がない限り、食品中に含有される残留農薬は、コーデックス委員会によって採択された最大残留基準値又は外因性最大残留基準値を超えてはなりません56。

4.4 違反に対する罰則・制裁

- 4.4.1 農薬規制法は、本稿 4.3.1(a)、(b)及び(c)を遵守しない者を有罪とし、判決により(a)2 万シンガポールドル以下の罰金刑若しくは 3 か月以下の禁錮刑に処すか、又はこれらを併科します。また、(b)2 回目以上の再犯に関する判決の場合は、5 万シンガポールドル以下の罰金刑若しくは 6 か月以下の禁錮刑に処すか、又はこれらを併科します。
- 4.4.2 さらに、農薬規制法第 23 条(b)は、本稿 4.3.1(d)のいずれかに基づいてされた通知若しくは命令に従わない者、又はこれらの定めのいずれかに違反する者を有罪とし、5 千シンガポールドル以下の罰金刑若しくは3 か月以下の禁錮刑に処すか、又はこれらを併科します。また、2 回目以上の再犯に関する判決の場合は、1 万シンガポールドル以下の罰金刑若しくは6 か月以下の禁錮刑に処すか、又はこれらを併科します 57。
- 4.4.3 加えて、本稿 4.3.2(a)に違反するか、これを遵守しない植物管理法ライセンス業者は有罪とされ、1 万シンガポールドル 以下の罰金刑若しくは 3 年以下の禁錮刑に処されるか、又はこれらが併科されます。また、本稿 4.3.2(b)に違反する者 又はこれを遵守しない者は有罪とされ、1 万シンガポールドル以下の罰金刑若しくは 3 年以下の禁錮刑に処されるか、

⁵³ 植物管理規則第20条をご参照ください。

⁵⁴ 植物管理規則第21条をご参照ください。

⁵⁵ 食品規則第29条(2)をご参照ください。

⁵⁶ 食品規則第30条(2)及び(3)をご参照ください。

⁵⁷ 農薬規制法上、同法の定める犯罪が、法人、組合又は社団によって行われた場合、その犯罪の当時、取締役、役職者、組合員、 秘書役若しくはその他の類似の役員又はそのような資格で行動していた者は、(a)当該犯罪が、その同意又は黙認なしに行われた こと、及び(b)当該資格における自己の職務の性質及びあらゆる状況を考慮して、自己が行使すべきであった当該犯罪の実行を防 止するための全ての注意を尽くしたことを証明しない限り、当該犯罪について有罪であるとされていることには注意が必要です。

又はこれらが併科されます 58。

- 4.4.4 植物管理規則によると、さらに、本稿 4.3.3 に違反する者は有罪とされ、1 万シンガポールドル以下の罰金刑若しくは 3 年以下の禁錮刑に処されるか、又はこれらが併科されます。
- 4.4.5 食品規則(本稿 4.3.4 に記載したところを含みます。)を遵守しない場合の罰則については、本稿 2.4.2 もご参照ください。

5. 新規食品

5.1 新規食品に関する規制の枠組み

食品庁は、2022 年 4 月 22 日付で「新規食品及び新規食品原材料の安全性アセスメントに関する条件」を導入しました。この条件は、新規食品の規制の枠組みを定め、企業に対し、安全に使用されてきた歴史のない新規食品について販売前にアセスメントを実施することを求めています(「新規食品フレームワーク」)59。

5.2 「新規食品」の定義

食品庁によれば、新規食品は、安全に使用されてきた歴史のない食品及び食品成分とされています。とりわけ、食品庁は、安全に使用されてきた歴史のある物質を、少なくとも 20 年間、相当数のヒトが現在まで継続して日常の食事として摂取してきたものの、ヒトの健康に有害な影響が報告されていない物質であるととらえています。また、食品庁は、新規食品には、天然に生成される物質と化学的に同一であるものの、技術の進歩によって製造される化合物が含まれる可能性があるとしています ⁶⁰。

5.3 関係者に課せられる主要な義務及び遵守事項

- 5.3.1 新規食品フレームワークに従って、シンガポールで新規食品又は新規食品原材料を含む食品を製造、加工、輸入、流通及び/又は販売しようとする企業は、新規食品又は新規食品原材料について、次の点を遵守しなければなりません。
 - (a) 規制を行う食品庁から販売前に承認を受けること
 - (b) 新規食品が、SFA に提出された安全性アセスメントの規格を充足し、かつ、そこに記載された製造工程に従って製造されていること
 - (c) 規制を行う食品庁から販売前の承認を受ける際に指定された食品区分において、記載された食品区分毎に示された使用水準の範囲内でのみ使用すること ⁶¹。

⁵⁸ 植物管理法によると、(a)同法の違反又は同法の下位法令の違反が法人によりなされ、かつ(b)当該違反が、当該法人の取締役、 役職者、秘書役若しくはその他類似の役員、又はそのような資格で行動していた者の同意若しくは黙認により、又はその過失に起 因して行われたことが証明された場合、当該法人と同様にこれらの者も有罪とされ、裁判により罰せられると規定されていることに ご留意ください。さらに、植物管理法によると、(a)同法又は同法の下位法令について(i)甲の代理人又は従業員として行動していた か、又は(ii)犯罪が行われた業務のために甲の管理又は指示に服していた乙による違反があった場合、かつ(b)犯罪を構成する行 為が(i)甲の同意又は黙認を得て行われたこと、又は(ii)甲の過失に起因する場合、甲は、自身が自ら実行した場合と同じ方法及び 範囲で、当該犯罪に対して責任を負います。

^{59 &}lt;a href="https://www.sfa.gov.sg/docs/default-source/food-import-and-export/Requirements-on-safety-assessment-of-novel-foods_26Sep.pdf">https://www.sfa.gov.sg/docs/default-source/food-import-and-export/Requirements-on-safety-assessment-of-novel-foods_26Sep.pdf をご参照ください。また、販売を目的とする新規食品は、食品販売法に基づくものなど、適用のある法令上の要件を遵守しなければなりません。

⁶⁰ 新規食品フレームワーク第 1.1 条をご参照ください。

⁶¹ 新規食品フレームワーク第 2.2 条をご参照ください。新規食品フレームワーク第 8.6 条によると、食品庁による新規食品のアセスメントの想定スケジュールは、アセスメントに必要となる情報を全て受領した時点から 9~12 か月程度であり、遅延を避けるためには、対象となる新規食品の安全性を立証するために食品庁に対して提出する必要のある情報を理解してもらうために、製品開発過程の早い段階で食品庁に相談することが奨励されます。

- 5.3.2 上記の企業が実施しなければならない安全性アセスメントにおいて、製造又は加工の過程で利用される食品加工用の物質で、最終製品の成分となることが意図されていないものも全て明確に示されていなければなりません。なんらかの食品加工用の物質がヒトの健康に有害である可能性のある場合、安全性アセスメントにおいて、最終製品の想定している利用及び摂取条件の下で、最終製品中でのそのような物質の存在が、食品安全上の重大な懸念を引き起こさないレベルであることを示さなければなりません。食品庁は、安全性アセスメントで記載すべき情報として、特に次のものを挙げています。
 - (a) 対象となる新規食品の内容物と由来、新規食品中の不純物の水準と内容物、実施された検査の情報など、企業が一般的に記載すべき情報の一覧表
 - (b) 対象となる新規食品の製造にあたり遺伝子組換え生物を使用する場合に記載すべき情報
 - (c) 対象となる新規食品が特定の区分に該当する場合に提出すべき情報 62 63 64 65。
- 5.3.3 食品庁は、新規食品の検査においては万能の検査手法は存在しないないとしており、企業としては、科学分野の出版物及び参考文献により裏付けのある確立された方法で新規食品の検査を実施すべきです。他方、社内の又は新規の検査方法の使用を求める企業は、その検査方法の詳細(利用可能な場合)及び検査結果を食品庁に送付し、そのアセスメントを受けなければなりません 66 67。
- 5.3.4 食品庁は、安全性アセスメントを経ていない新規食品は、摂取させる目的でも、取引若しくは事業の広告又は拡大の目的でも、提供されてはならないとの警告もしています。さらに、新規食品を販売する企業は、販売される新規食品の性質を顧客に明確に伝えなければなりません 68 69。

5.4 違反に対する罰則・制裁

現在のところ、新規食品フレームワークそのものには法律上の強制力がないと思われます。しかし、これを遵守しない場合には、食品の安全を一般的に規制する食品販売法や食品規則の違反となり、罰則の対象となる可能性があります。詳細については、本稿の2.4.1~2.4.3 をご参照ください。

⁶² 新規食品フレームワーク第 3.2 条をご参照ください。

⁶³ 新規食品フレームワーク第3.6条をご参照ください。

⁶⁴ 新規食品フレームワーク第3.10条をご参照ください。

⁶⁵ 新規食品フレームワーク第 4 条をご参照ください。ここでいう新規食品の区分には、(a)精密発酵により製造される機能性成分である新規食品、(b)バイオマス発酵により製造される新規食品、及び(c)培養肉があります。

⁶⁶ 新規食品フレームワーク第 3.3 条及び第 3.6.3 条をご参照ください。

⁶⁷ 新規食品フレームワーク第3.5条をご参照ください。

⁶⁸ 新規食品フレームワーク第 10.1 条をご参照ください。

⁶⁹ 新規食品フレームワーク第9.5条をご参照ください。例えば、包装済みの代替タンパク質(培養肉を含みます。)を販売する企業は、製品の包装上に、その性質を示すために、「培養の」又は「細胞を用いた」といった適切な文言を表示することが求められます。

NISHIMURA & ASAHI

本ニューズレターは、シンガポール法法律事務所であり、西村あさひ法律事務所と Formal Law Alliance のオペレーションを行っている Bayfront Law LLC と共同で作成しており、シンガポール法に関する見解は、Bayfront Law LLC の見解に基づくものです。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニューズレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニューズレター購読をご希望の方は N&A ニューズレター 配信申込・変更フォームよりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーはこちらに掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニューズレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 E-mail☑